

あさひの環境

(令和6年度報告書)



町の花 (ひまわり)

三重郡朝日町

1. 大気環境の保全

1-1 大気汚染の現況



(1) 概況

大気環境の保全において、大気汚染防止法第18条の44「地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。」とされており、このことに基づき大気汚染の測定を行っています。

令和6年度の測定場所は、朝日町役場屋上で行い、大気環境は良好でありました。

(2) 大気汚染の測定結果

ア. 窒素酸化物（二酸化窒素）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン、または、それ以下であるため、調査地域における窒素酸化物に係る大気質環境の結果は良好であるといえます。

▼表1-1 測定箇所における測定値(最大・平均・最小) (単位:ppm)

調査項目	基準値	調査地点	測定値区分	4年度	5年度	6年度
二酸化窒素 (NO ₂)	0.040	朝日町役場屋上	最大	0.006	0.007	0.007
	〃		平均	0.004	0.004	0.003
	0.060		最小	0.001	検出せず*	0.001

イ. 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であるため、調査地域における硫黄酸化物に係る大気質環境は良好であるといえます。

▼表1-2 測定箇所における測定値(最大・平均・最小) (単位:ppm)

調査項目	基準値	調査地点	測定値区分	4年度	5年度	6年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.040以下	朝日町役場屋上	最大	0.005	0.003	0.003
			平均	0.001	0.001	0.001
			最小	0.000	検出せず*	検出せず*

ウ. 光化学オキシダント

環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であるため、調査地域における光化学オキシダントに係る大気環境は良好であるといえます。

▼表1-3 測定箇所における測定値(最大・平均・最小) (単位:ppm)

調査項目	基準値	調査地点	測定値区分	4年度	5年度	6年度
光化学 オキシダント (O _x)	0.060以下	朝日町役場屋上	最大	0.031	0.026	0.027
			平均	0.019	0.017	0.019
			最小	0.005	0.008	0.012

(3) 光化学スモッグ発令状況

令和6年度は、予報が1回発令されました。

▼表1-4 三重県が発令した桑名地域(朝日町対象区域)の状況 (単位:ppb)

令和6年度	発令月日	予報等	発令時刻	発令時の濃度		O _x 最高濃度		解除時刻
	8月2日	予報	13:00	13:00	111	13:00	111	16:00

1-2 大気環境保全対策

令和6年度は、大気を著しく汚染する事故等は発生していません。

しかし、枯れ草等の屋外焼却に伴う苦情が寄せられており、現場での指導及び回覧にて啓発活動を行いました。

2. 騒音・振動の防止

2-1 騒音・振動の現況



(1) 概況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準として示されています。

また、騒音規制法第21条の2、振動規制法第19条において「市町村長は、指定地域について、騒音・振動の大きさを測定するものとする。」となっており、このことに基づき騒音・振動の測定を行っています。

(2) 環境騒音（一般地域）の測定結果

測定時期は、1年のうちで最も大気が安定する時期に24時間測定することとなっており、毎年秋頃に測定を行っています。

測定場所は、町内の用途地域に応じて、住宅が付近にあり測定が容易な場所を選定し、令和6年度は、町民スポーツ施設駐車場、保健福祉センター駐車場、埋縄公民館駐車場、苗代神社駐車場にて、令和6年11月5日～6日の間に測定を実施しました。結果については、夜間、場所によっては等価騒音レベルが基準値を少し超えましたが、当町の環境騒音の状況は概ね良好といえます。

▼表2-1 一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の結果

測定場所	測定結果 等価騒音レベル(Laeq)(※1)					
	類型	区分	基準値	4年度	5年度	6年度
(柿)町民スポーツ施設駐車場 (第一種住居地域)	B	昼	55dB以下	50	45	48
		夜	45dB以下	47	44	49
(小向)保健福祉センター駐車場 (第一種住居地域)	B	昼	55dB以下	47	48	46
		夜	45dB以下	44	44	43
(埋縄)埋縄公民館駐車場 (第一種住居地域)	B	昼	55dB以下	47	48	47
		夜	45dB以下	46	48	48
(朝日ヶ丘)苗代神社駐車場 (第一種低層住居専用地域)	A	昼	55dB以下	48	53	53
		夜	45dB以下	46	42	47

地域の類型指定	当該地域	基準値	
		昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第一、第二種低層住居専用地域 第一、第二種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一、第二種住居地域、準住居地域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(※1) 等価騒音レベル

変動する騒音レベルを平均値として表したもの。あらゆる種類の騒音の総量を正確に反映させることができるため、騒音に関するデータ、基準値等の国際的な比較に使用されています。

(3) 道路交通振動の測定結果

測定時期は、環境騒音と同日に行い、測定場所は主要幹線道路付近の比較的住宅が密集している場所を選定し、令和6年度は、国道1号線（縄生地内）にて実施しました。

振動レベルの環境基準は、「昼」は70dB以下、「夜」は65dB以下ですが、夜間、時間帯によっては振動レベルが基準値を少し超えましたが、道路交通振動の結果は、概ね良好といえます。

▼表2-2 道路交通における振動の結果

測定場所	測定結果					
	振動レベル					
	区分	基準値	測定時刻	4年度	5年度	6年度
国道1号線 縄生地内 (準住居地域)	昼	70dB以下	13:00	41.0	46.7	38.4
			14:00	69.8	43.1	40.5
			15:00	62.8	51.3	38.0
			16:00	65.8	61.2	43.4
	夜	65dB以下	19:00	82.6	39.6	28.5
			20:00	41.0	46.5	70.6
			21:00	52.4	30.8	67.8
			22:00	36.2	14.2	59.4

※振動レベルは、MAX測定値の80%を表示しています。



(4) 特定建設作業の届出

特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、法律等に基づく届出が必要になります。

▼表2-3 騒音・振動に係る届出状況

作業の種類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例
騒音	くい打機を使用	0	0	0	0	0
	びょう打機を使用	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用	2	0	0	0	4
	空気圧縮機を使用	0	1	0	0	0
	コンクリートプラント等	0	0	0	0	0
	バックホウを使用	1	0	2	0	5
	トラクターショベルを使用	0	0	0	0	0
	ブルドーザーを使用	0	0	0	0	0
計	3	1	2	0	9	0
振動	くい打機を使用	0	0	0	0	0
	鋼球を使用	0	0	0	0	0
	舗装版破壊機を使用	0	0	0	0	0
	ブレイカーを使用	2	1	0	0	4
	計	2	1	0	0	4

※「法律による届け出は市街化区域（工業専用地域除く）」「条例による届け出は市街化調整区域」

3. 水環境の保全

3-1 水質調査の現況



(1) 概況

水質汚濁に係る環境基準は環境基本法第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として示されています。

このことに基づき、町内の用水路において、環境保全の監視と未然防止を図るために水質調査を行っています。



(2) 用水路の水質調査結果

令和6年度の用水路における水質分析調査の結果は良好といえます。

▼表3-1 令和6年度における用水路の水質分析調査結果

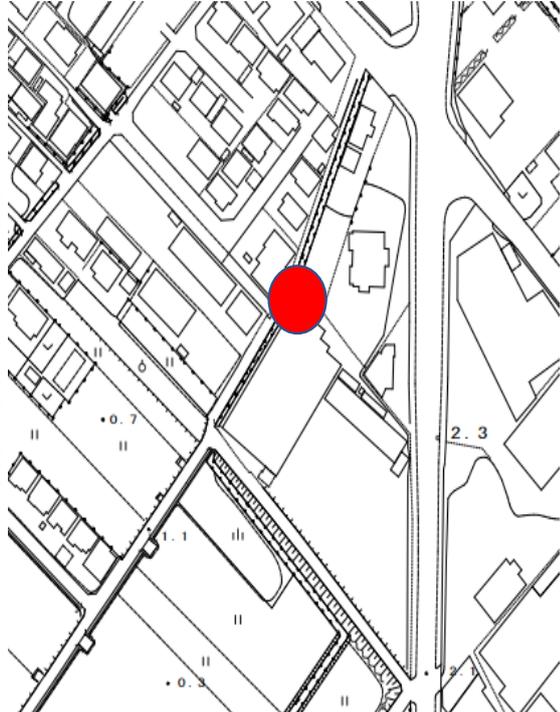
項目	単位	小向用水①	小向用水②	縄生用水	柿用水	人の健康の 保護に関する 環境基準
調査時刻	—	10:02	10:15	10:28	9:48	
水温	℃	24.0	24.0	24.0	24.0	
水素イオン濃度(pH)	—	7.4	7.9	8.0	7.4	—
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.5	0.9	1.4	1.1	—
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	2.5	2.5	2.3	4.7	—
浮遊物質(SS)	mg/l	1.0	4.5	7.7	6.7	—
溶存酸素量(DO)	mg/l	7.2	9.9	9.7	9.2	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—
カドミウム	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.003以下
鉛	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
全シアン	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
六価クロム	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.05以下
砒素	mg/l	検出せず	0.001	0.001	検出せず	0.01以下

水質調査採水箇所図

小向用水①



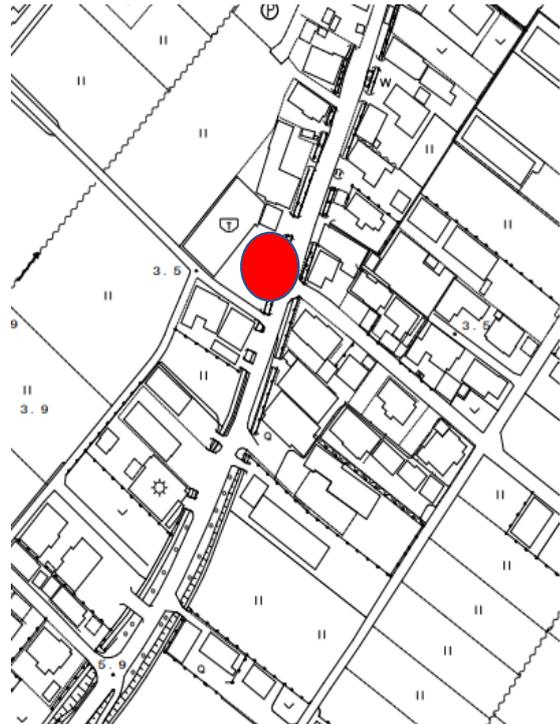
小向用水②



縄生用水



柿用水



4. ごみの状況



4-1 ごみの収集、処理の状況

▼表4-1 朝日町におけるごみ収集処理量

項目	種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集ごみ	一般ごみ	1,401,600kg	1,288,810kg	1,263,660kg
	再生ごみ	178,350kg	156,270kg	158,200kg
	埋立ごみ	324,430kg	305,830kg	282,600kg
	粗大ごみ	122,320kg	115,550kg	111,340kg
	計	2,026,700kg	1,866,460kg	1,815,800kg
持込ごみ (個人)	一般ごみ	470kg	290kg	3,050kg
	再生ごみ	390kg	510kg	710kg
	埋立ごみ	1,700kg	430kg	1,330kg
	粗大ごみ	16,590kg	17,780kg	20,020kg
	計	19,150kg	19,010kg	25,110kg
持込ごみ (事業系)	一般ごみ	102,150kg	107,810kg	94,920kg
	再生ごみ	1,660kg	850kg	350kg
	埋立ごみ	2,110kg	1,550kg	1,110kg
	粗大ごみ	9,720kg	3,460kg	5,030kg
	計	115,640kg	113,670kg	101,410kg
合計		2,161,490kg	1,999,140kg	1,942,320kg
年度末総人口		11,099人	11,037人	11,059人
一人当たり日平均排出量		534g	496g	449g

4-2 リサイクルの状況



▼表4-2 公共施設における古紙リサイクルについて

以前は朝日町役場の雑紙は福田三商、それ以外の品目は大誠商事へ搬入していましたが、令和6年度から株式会社サカモトへ搬入しています。引き続き、公共施設における古紙リサイクルに取り組んでいきます。

5. 温室効果ガスの排出削減



5-1 町の取り組み

温室効果ガス排出量の削減については、第3次朝日町地球温暖化対策実行計画（R6～R12）に基づき、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化など、環境負荷の低減に取り組んでいます。

地球温暖化対策実行計画では平成29年度を基準年度（排出量=1,035t-CO₂）として、令和12年度に基準年度対比で46%の削減目標を掲げています。

▼表5-1 二酸化炭素排出量 (単位：t-CO₂)

使用燃料	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ガソリン	15,334,295	15,459,993	14,736,965
軽油	0,614,143	0,709,629	0,376,732
灯油	0,642,420	0,665,975	1,150,056
LPガス	0,041,310	0,041,310	0,008,100
都市ガス	83,928,280	79,606,540	42,646,520
電気	1,042,525,467	995,806,039	903,892,659
計	1,143,085,915	1,092,289,486	962,811,032

※二酸化炭素排出量=使用燃料×排出係数

二酸化炭素排出係数（中部電力ミライズ）

ガソリン	軽油	灯油	LPガス	都市ガス	電気(R4)	電気(R5)	電気(R6)
0.002320	0.002580	0.002490	0.002700	0.002230	0.000449	0.000433	0.000439

5-2 省エネの取り組み

温室効果ガスの排出削減は節電や省エネルギーが不可欠であるため、夏場は事務所内への直射日光を和らげる植生（グリーンカーテン）を施し室温の上昇を抑えるとともに、クールビズ（軽装）による勤務形態を取り入れ、空調の適正な温度設定に心掛けています。

5-3 エコ通勤

温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出量の削減に向け、企業と連携し、エコ通勤活動を年2回実施しています。令和6年度の二酸化炭素排出量の削減量は、全体（企業含む）では、実施人数1,261人で65t-CO₂が削減されました。

この削減量の約8.6%（5.6t-CO₂）が、役場の活動実績となりました。



▼表5-3 役場が実施した活動実績

朝日町役場	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	人数	削減距離	削減CO ₂	人数	削減距離	削減CO ₂	人数	削減距離	削減CO ₂
5月	37人	2,291.80km	354.33kg	41人	3,411.20km	522.62kg	20人	1,621.00km	346.60kg
10月	33人	4,872.50km	886.73kg	40人	3,297.30km	486.76kg	48人	707.70km	5,329.40kg
計	70人	7,164.30km	1,241.06kg	81人	6,708.50km	1,009.38kg	68人	2,328.70km	5,676.00kg

6. 公害等苦情処理

6-1 公害等苦情処理の現状

年々、増加傾向です。いずれも関係機関等と連携し早急に対応しました。

▼表6-1 公害等苦情処取扱い状況

種 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
除草、樹木等の伐採	17	20	36
不法投棄、ルール違反	4	3	5
悪臭等(屋外焼却)	4	3	7
騒音	1	3	1
水質汚濁(汚水流出)	2	5	1
建設工事	1	0	0
犬、猫、野鳥等の糞害	0	2	7
計	29	36	57

6-2 公害防止協定の締結

三重県環境基本条例第5条第5項では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境保全に関する協定を締結するように努めなければならない。」と規定しております。

これまで5事業所（カネソウ(株)、(株)JERA、(株)東芝三重工場、(株)菅生商店、キオクシア(株)四日市工場）と協定を締結しています。

今後も新規事業所等の進出の際には協定を締結するよう進めます。

令和7年6月
防災環境課
電話：059-377-5610
FAX：059-377-5661
E-mail：bousai@town.asahi.mie.jp